

2-2 工事監理

建築士法・建築基準法に基づく工事監理

一定規模以上の建築工事は、定められた資格を持つ建築士による工事監理が建築士法で義務づけられています。

- ・ 日水コンでは、有資格者が建築工事監理の業務を行います。
- ・ その報酬については国土交通大臣の定めた報酬の基準によります。
- ・ 建築と土木の複合構造物については、土木工事においても建築の有資格者の工事監理が必要となる場合があります。
- ・ また土木工事の工事監理、機械工事・電気工事の工事監理を含めた工事監理を総合的に行ないます。



配筋検査



耐震補強工事完成

◆一級建築士が設計・工事監理を行わなければならない建築物の例

- ・ 高さが 13m 又は軒の高さが 9m を超えるもの
- ・ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等で延べ面積が 300m² を超えるもの

建築物の設計及び工事監理

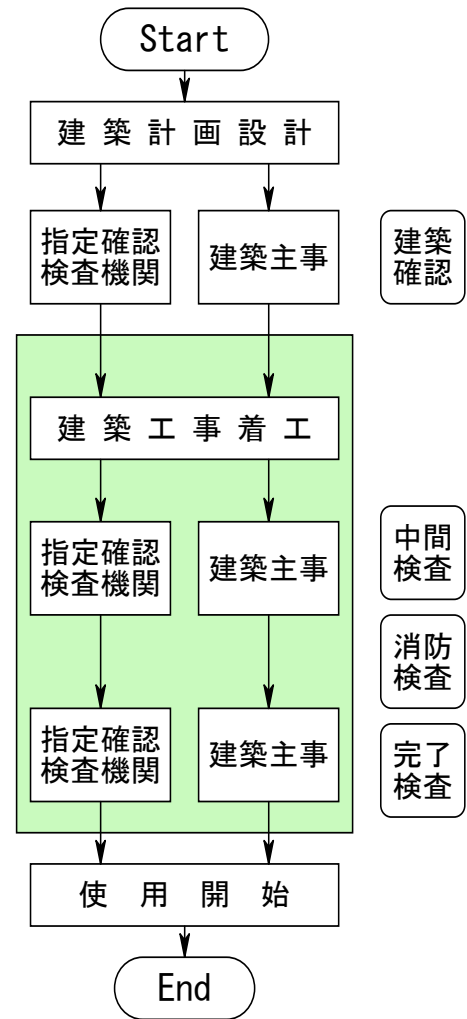
(建築基準法第5条の4)

- ・ 建築士法に規定する建築物の工事は、定められた資格を持つ建築士の設計によらなければならない。
- ・ 上記の工事を行う場合は、定められた資格を持つ建築士である工事監理者を定めなければならない。

工事監理の標準的な業務

- 設計意図を施工者に正確に伝えるための業務
- 施工図等を設計図書に照らして検討、承認する業務
- 工事が設計図通りであることの確認をする業務
- 工事監理報告書・関係図書の建築主への提出

建築設計から工事完了まで



●建築士の設計によることが定められている範囲		建築士法第3条から第3条の3						
構造	木造建築物					RC造・CB造・無筋CB造・煉瓦造・石造・鉄骨造		
	高さ・階数	平家建	2階建	3階建	高さ>13m 又は 軒高>9m	高さ≤13m、かつ軒高≤9m	高さ>13m、 又は 軒高>9m	
延べ面積 (㎡)					平屋建、 2階建	3階以上		
延面積 (L)	L ≤ 30	①誰でもできる				①と同じ		
	30 < L ≤ 100							
	100 < L ≤ 300	④1級・2級又は木造建築士でなければならない				②に同じ		
	300 < L ≤ 500	②1級・2級建築士でなければならない						
	500 < L ≤ 1000	一般						
		特建						
1000 < L	一般	②に同じ						
	特建							
					③1級建築士でなければならない			



〒163-1122 東京都新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー
 TEL. 03-5323-6200 (代表) FAX. 03-5323-6480
 URL. <http://www.nissuicon.co.jp>

お問い合わせ先 建築事業部 (担当: 増田) TEL. 03-5323-6280 FAX. 03-5323-6489